

## 訂正とお詫び

9月5日号10面の「医療保険対策部便り」内で、施設基準の経過措置についてご案内しました。10月以降引き続き算定する場合、10月10日（水）までに届出する必要がある点数として、「A100 急性期一般入院料1～6」と報じましたが、正しくは「A100 急性期一般入院料1、2及び4～6」でした。「急性期一般入院料3」については、届出の必要はありません。誤った内容を報じたことをお詫びし、下記の通り訂正します。

(10) 第834号 2018年(平成30年)9月5日 福岡県保険

### 医療保険対策部便り

4月の診療報酬改定で、施設基準の届出に関して一部に経過措置が設けられている（下記点数）。

10月以降引き続き算定する場合には10月10日（水）までに届け出る必要がある。なお、本件に関する事務連絡は8月24日に発出された。

入院基本料
A100 急性期一般入院料 <u>1～6</u>
A101 療養病棟入院基本料
A101 療養病棟入院基本料の注10に掲げる在宅復帰機能強化加算

誤

(10) 第834号 2018年(平成30年)9月5日 福岡県保険医

### 医療保険対策部便り

4月の診療報酬改定で、施設基準の届出に関して一部に経過措置が設けられている（下記点数）。

10月以降引き続き算定する場合には10月10日（水）までに届け出る必要がある。なお、本件に関する事務連絡は8月24日に発出された。

入院基本料
A100 急性期一般入院料 <u>1、2及び4～6</u>
A101 療養病棟入院基本料
A101 療養病棟入院基本料の注10に掲げる在宅復帰機能強化加算

正